

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月9日（平成27年（行個）諮問第196号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行個）答申第37号）

事件名：本人の労働災害に係る労働者死傷病報告等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月1日付け福島労発基0901第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

裁判に必要なため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成27年8月11日付けで行った「請求人が特定会社に勤務していた平成25年特定月日に、請求人が負傷した労働災害に対して、特定労働基準監督署が提出を受け又は、作成した労働者死傷病報告、災害調査復命書、安全衛生指導復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が本件対象保有個人情報を特定した上で行った原処分を不服として、平成27年9月14日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法14条2号、3号イ、7号柱書き及び同号イに該当するとして不開示とした情報のうち、下記

(3) エに掲げる情報については、新たに開示することとするが、その余については不開示を維持することが妥当と考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が被災した、平成25年特定月日に発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関し、特定事業者より所轄の特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告並びに当該労働災害に関し同署が作成した安全衛生指導復命書とその添付文書等であり、別表に掲げる文書番号1ないし7の文書（以下「対象文書」という。）である。

(2) 労働者死傷病報告及び安全衛生指導復命書について

ア 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）100条1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものであり、労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。

イ 安全衛生指導復命書について

安全衛生指導復命書とは、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官がその所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の②、2の⑦並びに5の①、③及び⑤の不開示部分には、請求人以外の本件災害に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法1

4条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③、2の①及び③ないし⑧、3の②、4の①、5の①ないし④及び⑦、6の①並びに7の①及び②の不開示部分には、本件災害に関する法人の情報や事業場内部の情報が記載されており、これらが公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること、労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③、2の①及び③ないし⑧、3の②、4の①、5の①ないし⑦、6の①並びに7の①及び②の不開示部分には、本件災害に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件災害に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明と同種災害再発防止策の策定であるが、この目的を達成するためには、多数の関係者等から、正確な事実の説明や関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、本件対象文書はこれら関係者等の協力に基づいて作成されている。

このように災害関係者らが災害調査に自発的に協力するのは、災害調査の重要性に対する理解等があることのみならず、災害関係者らの情報提供などの調査への協力の内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関や調査担当官はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前提として存在するからである。

仮に上述のような理由により不開示としている部分が開示された場合には、このような信頼感や信頼関係は失われ、調査に協力することが災害関係者らにとって不利益となると考えられることで、たとえ災害の正確な原因・内容を知っていたとしても、関係者らは調査に協力するに当たってその部分を省略若しくは簡略化し、又は協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明

に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなる
ことが予想される。

このため、これらの情報を公にすることにより、災害発生原因の
解明に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができな
くなり、これにより労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に
支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示
情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③、2の①及
び③ないし⑧、3の②、4の①、5の①ないし⑦、6の①並びに7
の①及び②の不開示部分は、本件災害で実施した災害調査で明らか
にされた調査事項と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する
情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによ
って、本件災害の発生状況等及び災害の内容に対する行政上の措
置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかと
なる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該
災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力し
なくなるおそれなどがあり、また、合致しない労働災害については、
そうした災害について行政から何ら指導されるおそれがないとの考
えを生み、労働災害を発生させているにもかかわらず、その再発防
止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがあり、いずれにしても
労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあること
は明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把
握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛
生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関
係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記ウと同様に
その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不
開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書
2の②及び3の①については、法14条各号に定める不開示情報に該当
しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「原処分を取り
消し、全部開示を求める。裁判に必要な為」と主張しているが、法12条
に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条

各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記（3）エに掲げる情報については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月12日 審議
- ④ 同年5月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が特定法人に勤務していた特定年月日に私が負傷した労働災害に対していわき労働基準監督署が提出を受け又は作成した労働者死傷病報告、災害調査復命書、安全衛生指導復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分（文書2②及び文書3①を除く。）については、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）別表に掲げる文書1（労働者死傷病報告）の不開示部分について

ア 標題右の不開示部分については、労働基準監督署による措置の区分等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「報告書作成者職氏名」欄の役職及び氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「事業者職氏名」欄の不開示部分は、事業場代表者の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これが開示されると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2（安全衛生指導復命書）の不開示部分について

ア 「完結区分」、「署長判決」及び「別添」の各欄の不開示部分については、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「安全衛生指導重点対象区分」及び「特別監督等対象区分」については、空欄であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄の不開示部分については、上記（1）アと同様の理由

により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「No.」欄の不開示部分については、右側の空欄部分から審査請求人がおのずと推認できる情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 「面接者職氏名」欄の不開示部分については、上記(1)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書3(安全衛生指導復命書(違反・指導続き))の不開示部分について

ア 「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄の不開示部分については、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「No.」欄の不開示部分については、右側の空欄部分から審査請求人がおのずと推認できる情報であり、上記(2)エと同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 別表に掲げる文書4(安全衛生指導復命書(続紙))の不開示部分について

「参考事項・意見」欄の不開示部分については、上記(2)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書5(安全衛生指導復命書の別添)の不開示部分について

ア 5頁の不開示部分については、安全衛生指導復命書の別添であり、労働基準監督署の調査担当官が調査して明らかになった事項等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 6頁及び7頁の不開示部分については、安全衛生指導復命書の別添であり、労働基準監督署の調査担当官が調査して明らかになった事項等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 8頁ないし10頁の不開示部分については、安全衛生指導復命書の別添であり、労働基準監督署の調査担当官が撮影した写真及びその説明である。

(ア) 当該部分のうち8頁上段写真の右側、9頁下段写真の左側、10頁上段写真の左側及び下段写真の左側には、人影が写っていることが認められる。これらの人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、各人影は個人識別部分であることから部分開示の余地もない。

したがって、各人影は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 8頁ないし10頁の写真のうち上記(ア)の人影を除く部分については、審査請求人が勤務していた事業場の写真であることから、審査請求人の知り得る情報であると認められ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 写真の説明部分(図を含む。)について

A 当該部分のうち、8頁上段写真の右下部の説明部分は、人影の説明であり、当該人影と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は

個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ並びに 7 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- B 当該部分のうち、8 頁下段写真の右上部及び 10 頁上段写真の右上部の説明部分は、労働基準監督署の調査担当官が調査した内容、担当官の意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報とは認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- C 当該部分のうち、8 頁上段写真の右上部の説明部分は、写真を撮影した日時が記載されており、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- D その他の部分については、これらを開示しても、上記（イ）と同様の理由により、法 14 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 11 頁の不開示部分について

当該部分は、当該労災事故の発生を審査請求人以外の第三者が労働基準監督署に報告した内容を労働基準監督署の職員が記載作成した文書の一部である。

- (ア) 「受信日時」欄の記載については、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、

若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。
したがって、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも
該当せず、開示すべきである。

- (イ)「発信者所属」及び「氏名」欄の記載については、法14条2号
本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、
特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該個人は
地方公務員であり、当審査会事務局職員をして、当該地方自治体の
情報公開条例を確認させたところ、当該情報がその職務の遂行に係
る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名に
係る部分については、開示請求があった場合は開示をしなければなら
ないとされ、公表慣行が認められることから、同号ただし書イに
該当する。また、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認
定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署
が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするお
それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を
困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同
条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (ウ)「災害発生状況」欄1行目及び3行目の記載について

当該部分のうち、1行目については、原処分で既に開示されてい
る内容と上記(イ)において開示すべきとしている部分の記載から
推認できるものであり、これを開示しても、労働基準監督署が行う
安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基
準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難
にするおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書
き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

しかしながら、その余の部分については、第三者が労働基準監督
署職員に報告した内容であり、審査請求人が知り得る情報であると
は認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情
報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検
査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は
違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす
るおそれがあるとは認められる。したがって、当該部分は、法14条
7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示
とすることが妥当である。

- (エ)「措置」欄の記載については、上記(2)アと同様の理由により、
法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判
断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書6（特定労働基準監督署が作成した文書）の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署が作成した安全衛生指導の処理に関する文書に記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書7（特定事業場より特定労働基準監督署へ提出された文書）の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場から提出された文書に記載された、当該事業場の内部情報である。これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督署が行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業主が法違反の隠ぺいを行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

1 対象 文書		2 不開示部分		3 不開示情報 法14条該当号				4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	2号	3号イ	7号柱書き	7号イ	
1	労働者 死傷病 報告	1	① 1頁の標 題右の不開示部分		○	○	○	なし
			② 1頁「報 告書作成 者職氏名 」欄の不開示部分	○	○	○	○	なし
			③ 1頁「事 業者職氏 名」欄の 不開示部 分		○	○	○	なし
2	安全衛 生指導 復命書	2	① 完結区分 欄		○	○	○	なし
			② 指導種別 欄	新たに開示				—
			③ 安全衛生 指導重点 対象区分 欄		○	○	○	全て
			④ 特別監督 等対象区 分欄		○	○	○	全て
			⑤ 署長判決 欄		○	○	○	なし
			⑥ No. 欄 違反法条		○	○	○	「No.」欄の全て

				項・指導事項等欄及び是正期日・改善期日（命令の期日を含む）欄					
			⑦	面接者職氏名欄	○	○	○	○	なし
			⑧	別添欄		○	○	○	なし
3	安全衛生指導復命書違反・（指導続き）	3	①	指導種別欄	新たに開示				—
			②	No. 欄，違反法条項・指導事項等欄及び是正期日・改善期日（命令の期日を含む）欄		○	○	○	「No.」欄の全て
4	安全衛生指導復命書（続紙）	4	①	参考事項・意見欄		○	○	○	なし
5	安全衛生指導復命書の別添	5	①	不開示部分	○	○	○	○	なし
		6，7	②	不開示部分		○	○	○	なし
		8～10	③	不開示部分	○	○	○	○	全て（8頁上段写真の右側，9頁下段写真の左側，10頁上段写真の左側及び下段写真の左側の人影並びに8頁

								上段写真の右下部，下段写真の右上部及び10頁上段写真の右上部の説明部分を除く。)	
		1 1	④	受信日時欄		○	○	○	全て
			⑤	発信者所属欄及び氏名欄	○		○	○	全て
			⑥	災害発生状況欄1行目及び3行目			○	○	「災害発生状況」欄1行目
			⑦	措置欄の不開示部分		○	○	○	なし
6	特定労働基準監督署が作成した文書	1 2		全部開示	—			—	
		1 3	①	不開示部分		○	○	○	なし
7	特定事業場より特定労働基準監督署へ提出された文書	1 4	①	不開示部分		○	○	○	なし
		1 5 ～ 1 9	②	不開示部分		○	○	○	なし

※対象文書に頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号7の1枚目ないし19枚目に1頁ないし19頁と付番したものを「頁」として記載している。